

高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大により、特に大きな影響を受け、売上が大幅に減少し、経営の安定に支障が生じている中小事業者に対し、経営の継続を支え、事業全般に広く使える資金として補助する高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金（以下「支援補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 支援補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者で、令和2年3月31日以前に創業し、支援補助金の交付の申請の時点で事業を営んでいる実態があること。
- (2) 令和2年4月又は5月の売上が、前年同月対比で50パーセント以上減少していること。ただし、中小事業者が令和元年5月2日以降に創業したなどの理由により平成31年4月又は令和元年5月の売上実績がない場合又は当該売上実績が不明の場合は、令和2年4月又は5月の売上が、次に掲げるいずれかの売上と比して50パーセント以上減少していること。
 - ア 令和元年10月から12月までの3箇月間の平均月間売上
 - イ 令和元年12月の売上
 - ウ 令和2年1月から3月まで、同年2月から4月まで又は同年3月から5月までの3箇月間の平均月間売上
 - エ 平成31年4月及び令和元年5月の売上が不明な場合においては、市長が認める見込みの売上
- (3) 県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援金（以下「経営継続支援金」という。）の支給対象者でないこと。
- (4) 高砂市中小事業者事業継続支援給付補助金交付要綱に基づく給付補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援補助金の交付の対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小事業者（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小事業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員である者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小事業者
- (2) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいる中小事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営む中小事業者（同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない中小事業者
- (5) 市が支援補助金を交付することによって、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある中小事業者

（支援補助金の額等）

第4条 支援補助金の額は、15万円とする。

2 支援補助金の交付は、1補助対象者につき、1回限りとする。

（交付の申請及び実績報告）

第5条 支援補助金の交付を受けようとする中小事業者は、令和2年10月31日までに、高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に経営状況確認書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支援補助金の交付決定及び確定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援補助金の交付を決定したときは、高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により交付すべき支援補助金の額を確定し、前条の規定による手続をした中小事業者に通知するものとする。

（支援補助金の請求）

第7条 支援補助金の交付の確定を受けた中小事業者は、支援補助金を請求しよう

とするときは、高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び確定の取消し等）

第8条 市長は、中小事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による支援補助金の交付決定及び確定を取り消すことができる。

- (1) 経営継続支援金の給付が判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により支援補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支援補助金の交付決定及び確定を取り消したときは、支援補助金の交付を受けた中小事業者に、その旨を通知するものとする。

（支援補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により支援補助金の交付決定及び確定を取り消した中小事業者に対し、支援補助金の全額を返還させるものとする。

2 前項の規定による返還は、別に定めるところにより、市長が指定する日までに行わせるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。